

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令
及び関連通知の一部改正（案）について」への意見募集

平成21年3月19日
厚生労働省医政局医事課

今般、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令及び関連通知の一部改正（案）について」（別添）を取りまとめました。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

記

1 意見募集期限

平成21年4月17日（金）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「臨床研修の見直し（案）について」と明記して提出してください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：kensyu@mhlw.go.jp あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

インターネットの場合はこちらをクリックしてください。

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3591-9072

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。ご提出させていただきましたご意見については、氏名・住所・連絡先（ファクシミリ・電話番号・電子メールアドレス）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

4 改正の概要

別紙の通り。